

令和3年4月21日

記者発表

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

4月25日まで紀北地域にお住まいの方をお願いしていた不要不急の外出の自粛ですが、紀北地域以外における感染者数も増加しており、また、病床数もひっ迫していることから、県内にお住まいの方全てに対し、5月9日まで不要不急の外出の自粛をお願いすることといたしましたので、下記のとおり「県民の皆様へのお願い」を見直します。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしく申し上げます。

### 変更項目

#### ◆変更前

【県民の皆様へのお願い（4月16日）】

- ・ 紀北地域にお住まいの方は、不要不急の外出を自粛（4月14日から4月25日まで）  
※和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町



#### ◆変更後

【県民の皆様へのお願い（4月21日）】

#### 延長・拡大

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月9日まで・県全域に拡大）

#### 追加

- ・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛  
大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛

#### 追加（4/20 資料提供済み）

- ・ 学校の部活動の制限について、全国・近畿大会につながる大会は、原則実施  
それ以外は、原則延期または中止  
感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部

（危機管理局 073-441-2275）

岡本雅・道・藤戸・

平田

## 県民の皆様へのお願い（令和3年4月21日）

4月25日まで紀北地域にお住まいの方をお願いしていた不要不急の外出の自粛ですが、紀北地域以外における感染者数も増加しており、また、病床数もひっ迫していることから、県内にお住まいの方全てに対し、5月9日まで不要不急の外出の自粛をお願いすることといたしました。

そのため、「県民の皆様へのお願い」を下記のとおり見直しましたので、県民の皆様におかれましては、下記項目に御留意の上、行動いただきますようお願いいたします。

- ・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない  
◇ ◇
- ・ **カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える**
- ・ 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える  
◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意  
◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・ **在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を**  
◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う

### 【特に今、お願いしたい項目】

- ・ **不要不急の外出を控える（令和3年5月9日まで）**
- ・ 家族以外とのカラオケを控える
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、沖縄県への不要不急の外出を控える  
期間：政府対策本部が「まん延防止等重点措置」の区域を指定している期間
- ・ **感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛**  
**大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛**
- ・ **学校の部活動の制限について**  
**全国・近畿大会につながる大会は、原則、実施**  
**それ以外は、原則、延期または中止**  
**感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習**

### 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗い等）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

### 遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

### カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

- ・カラオケ等の催しが原因と思われるクラスター事例がありました。マスクを着用しないまま長時間の接触機会があるような催しへの参加を控えてください。

### 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

### 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまった事例が多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）に相談してください。 ※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

### 事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

### 病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

### 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

### 職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、会議に限らず平常業務時にも、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。

### 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いいたします。
- ・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いいたします。

### 濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

### 医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

### 不要不急の外出を控える

- ・和歌山県内にお住まいの方は、令和3年5月9日までの間は、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

### 家族以外とのカラオケを控える

- ・グループでカラオケを行い、その参加者が多数、感染するという事例が発生しました。このことを受け、当面の間、友人・知人等とのカラオケは控え、家族のみで楽しんでいただきますようお願いいたします。

### 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、沖縄県への不要不急の外出を控える

- ・各都府県が、まん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都府県への不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

### 感染防止策が徹底されないイベントの開催や、大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は、延期・自粛

- ・感染防止策が徹底されないイベントの開催は、延期又は自粛をお願いします。また、大規模集客施設や小売店での催物・バーゲン等も、延期又は自粛をお願いします。

### 学校の部活動について、全国・近畿大会につながる大会は原則、実施。それ以外は原則、延期または中止 感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

- ・学校の部活動について、大会のうち、全国大会や近畿大会につながる大会は、原則実施することとします。それ以外の大会は、原則、延期または中止とします。練習にあたっては、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を設けることとします。

### 今後の県立学校における部活動について

県内で部活動を介しての新型コロナウイルスの感染が急激に増加していることから、今後の県立学校における部活動については、下記のとおりとしますので、お知らせします。

なお、参考までに、本日（20日）、各県立学校長宛てに通知した文書を添付します。

#### 記

- 1 県外の学校との練習試合や合同練習等は、禁止とする。（継続）
- 2 県内の学校との練習試合や合同練習等は、原則禁止とする。（継続）
- 3 校内での活動については、基本的な感染防止対策を十分に講じた上で、下表に従って活動すること。（新規）
- 4 大会等については、全国大会や近畿大会につながる場合、原則、実施し、その他は、原則、延期または中止とする。ただし、下表②の部活動の大会については、実施してもよい。なお、大会等を実施する場合は「新型コロナウイルス感染症に係る県内大会への出場停止や大会中止の目安について」によること。（新規）

	部 活 動	活動内容の制限等
①	相撲・柔道・剣道・レスリング・フェンシング・なぎなた・空手道・少林寺拳法・ボクシング	原則、対人練習及び対面練習において、近距離で飛沫の飛ぶことのないよう、一定の距離を取った上で練習すること
	水泳（水球）・テニス・ソフトテニス・卓球・バドミントン・バレーボール・バスケットボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー・ホッケー・野球・ソフトボール	
②	陸上競技・体操・水泳（競泳・飛込）・弓道・ウエイトリフティング・登山・ボート・ヨット・自転車・カヌー・アーチェリー	感染防止対策を十分講じた上で練習すること
③	吹奏楽・軽音楽・合唱・演劇・放送等	向かい合っでの演奏・発声等を避けるなどの対応を取った上で練習すること ※左記以外の文化部は感染防止対策を取った上で練習すること

- ・練習においては、マスク着用を推奨する。その際、適宜休憩を入れるなど熱中症等の対策を講じること。
- ・部室等の使用は、道具の搬出入や更衣など必要最小限に留めること。
- ・練習時以外（ミーティング、準備・片付け、休憩等）はマスクの着用を徹底すること。
- ・飲食等は、十分な距離を取って行うこと。

担当課	学校教育局県立学校教育課
担当班	専門教育班
担当者	谷口 昌之、玉出 慎
電 話	073-441-3686

各県立学校長 様

(県) 学校教育局県立学校教育課長  
(公 印 省 略)

今後の県立学校における部活動について (通知)

このことについて、令和3年4月15日付け県教第04150001号で通知したところですが、部活動を介しての新型コロナウイルスの感染が急激に増加していることから、今後の部活動については、下記のとおりとします。

については、生徒、保護者及び貴校関係教職員に周知するとともに、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、引き続き日々の部活動における感染防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 県外の学校との練習試合や合同練習等は、禁止とする。(継続)
- 2 県内の学校との練習試合や合同練習等は、原則禁止とする。(継続)
- 3 校内での活動については、基本的な感染防止対策を十分に講じた上で、下表に従って活動すること。(新規)
- 4 大会等については、全国大会や近畿大会につながる場合、原則、実施し、その他は、原則、延期または中止とする。ただし、下表②の部活動の大会については、実施してもよい。なお、大会等を実施する場合は「新型コロナウイルス感染症に係る県内大会への出場停止や大会中止の目安について」によること。(新規)

	部 活 動	活動内容の制限等
①	相撲・柔道・剣道・レスリング・フェンシング・なぎなた・空手道・少林寺拳法・ボクシング	原則、対人練習及び対面練習において、近距離で飛沫の飛ぶことのないよう、一定の距離を取った上で練習すること
	水泳(水球)・テニス・ソフトテニス・卓球・バドミントン・バレーボール・バスケットボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー・ホッケー・野球・ソフトボール	
②	陸上競技・体操・水泳(競泳・飛込)・弓道・ウエイトリフティング・登山・ボート・ヨット・自転車・カヌー・アーチェリー	感染防止対策を十分講じた上で練習すること
③	吹奏楽・軽音楽・合唱・演劇・放送等	向かい合っでの演奏・発声等を避けるなどの対応を取った上で練習すること ※左記以外の文化部は感染防止対策を取った上で練習すること

- ・練習においては、マスク着用を推奨する。その際、適宜休憩を入れるなど熱中症等の対策を講じること。
- ・部室等の使用は、道具の搬出入や更衣など必要最小限に留めること。
- ・練習時以外(ミーティング、準備・片付け、休憩等)はマスクの着用を徹底すること。
- ・飲食等は、十分な距離を取って行うこと。

## 新型コロナウイルス感染症に係る県内大会への出場停止や大会中止の目安について

段階	状況	措置
1	学校に臨時休業（学級）の措置がとられた場合	当該学級の生徒は出場不可
2	部内において感染者が発生した場合	当該部は出場不可
3	学校に臨時休業（学年・学校）の措置がとられた場合	当該校は全ての競技について出場不可
4	複数校に臨時休業の措置がとられた場合	原則、全ての競技を中止

※ 別途、保健所等から指示があった場合は、この限りではない